

役員利益相反防止のための自己申告等に関する規程

2022年4月1日制定

(目的)

第1条 この規程は公益財団法人新潟ろうきん福祉財団(以下「財団」という)の倫理規程第6条第1項に規定する「利益相反に該当する行為」についての自己申告に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 この規程は、財団の役員に対して適用する。

(自己申告)

第3条 役員は、名目または形態の如何を問わず、その就任後、新たに財団以外の団体等の役職を兼ね、またはその業務に従事すること(以下「兼職等」という)となる場合には、事前に事務局長に申告するものとする。

2 前項に規定する場合のほか、財団と役員との利益が相反する可能性がある場合に関しても前項と同様とする。

(定期申告)

第4条 役員は、毎年6月に当該役員の兼職等の状況その他前条の規定に基づく申告事項の有無及び内容について、別紙の申告書により事務局長に申告するものとする。

(申告後の対応)

第5条 第3条の規定に基づく申告を受けた事務局長は、申告内容を確認した上で、申告を行った者が理事の場合は専務理事(ただし、申告を行った理事が専務理事の場合はほかの理事)と、監事である場合には他の監事とそれぞれ協議の上、必要に応じ、当該申告を行った者に対して、財団との利益相反状況の防止または適正化のために必要な措置(以下「適正化等措置」という)を求めるものとする。

(申告内容および申告書面の管理)

第6条 第3条または第4条の規定に基づいて申告された内容および提出された情報は、適切に管理するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。申告書の改定は事務局長が行う。

附則

1. この規程は2022年4月1日から施行する。

別紙

(公財)新潟ろうきん福祉財団 御中

他団体の兼職状況等申告書

氏名 _____

団体名	役職	就任日 (年月日)	任期 (年)	備考

注1：意思決定に関与できる立場（理事・評議員など）の団体を記入してください。単なる会員や参加者、協力者、寄付者である場合は記入不要です。

その他、利益相反に該当すると思われる申告事項（該当事項がある場合のみ記入）

--

以上